

予定価格の事前公表実施要領

平成14年3月5日 建情第1853号
関係部局長あて 農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長

競争入札及び契約手続の透明性の確保並びに不正防止の観点から、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格について入札執行前に公表することとし、その事務処理について、「予定価格の事前公表実施要領」を制定したので、事務処理を適切に行ってください。

なお、この要領は、平成14年4月1日以降に入札の公告又は指名通知を行う工事等から適用することとし、平成12年8月31日付け建情第937号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて」は、平成14年3月31日をもって廃止します。

1 目的

この要領は、競争入札及び契約手続の透明性及び公平性を高め、これらの手続に対する不正な関与の防止を図るため、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）に係る予定価格について、入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事等

予定価格の事前公表は、農政部、水産林務部及び建設部が所管する工事等のうち、競争入札に付すものを対象とするものとする。ただし、当分の間、農政部長、水産林務部長及び建設部長（以下「各部長等」という。）がそれぞれ別に定める工事等について、これを行うものとする。

3 事前公表する工事等の指定

支出負担行為担当者は、予定価格の事前公表を行うときは、予定価格事前公表工事等指定申請書（別記第1号様式）により当該工事等の主管の部長を経由して知事に申請し、予定価格事前公表工事等指定書（別記第2号様式）によりその指定を受けるものとする。ただし、各部長等がそれぞれ別に定める工事等の予定価格の事前公表については、その申請は必要ないものとする。

4 公表の方法等

(1) 一般競争入札(条件付・制限付・地域限定型)

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第144条の規定による公告において、当該入札の予定価格を記載することにより公表するものとする。

(2) 指名競争入札(公募型、簡易公募型及び工事希望型を含む。)

財務規則第161条第2項の規定による通知において、当該入札の予定価格を記載して指名する者に通知することにより公表するものとする。

(3) 公表時期の取扱い

(1)及び(2)の公表に当たり、平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」(以下「公表通達」という。)の2の(2)のアの(エ)のe及び2の(2)のイの(エ)のeの事項中「予定価格」については、当該規定にかかわらず、公表通達の2の(2)のアの(ア)及び2の(2)のイの(ア)に規定する時期に公表するものとする。

(4) 予定価格調書の取扱い

(1)及び(2)の公表については、財務規則第152条第1項(財務規則第162条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格調書の作成後に行うものとする。また、平成6年3月2日付け管理第1889号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」に基づく基準価格及び最低制限価格が設定されている場合は、これらの価格は事前公表の対象とされていないことから、財務規則附則第8項後段の規定にかかわらず封書にするなどの方法により、その取扱いに十分留意するものとする。

5 入札手続等の留意事項

(1) 予定価格の事前公表を実施する工事等の入札に際しては、最低価格の入札者(最低制限価格が設定されている場合は、その価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札者)に対し、工事(委託)費内訳書の提出を義務付けるものとする。

なお、工事(委託)費内訳書については、入札の効力に影響を及ぼすものではないものとする。

(2) 入札者が一人しかない場合は、入札を中止するものとする。

(3) 入札回数は1回とし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以

下「政令」という。)第167条の8第3項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定による再度の入札は行わないものとする。

(4)入札者が一人もいない場合は、入札を中止するものとし、この場合にあつては、政令第167条の2第1項第6号による随意契約は行わないものとする。

(5)予定価格を超える入札は、無効の扱いとしないものとする。

(6)(1)から(3)の事項については、その旨を入札の公告又は指名通知において明らかにするものとする。

6 取扱注意文書の指定解除

予定価格の事前公表を実施する工事等に係る予定価格調書については、事前公表する時点で取扱注意文書としての指定を解除する旨、取扱注意文書指定簿(北海道取扱注意文書規程(昭和61年北海道訓令第17号)別記様式)の「解除できる時期」欄に記載するものとする。